

徳島県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年十一月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 名称 | 所在地 | 開設者 | 廃止年月日 |
|------------|-----------------|------------|------------|
| 美馬歯科医院 | 美馬郡つるぎ町貞光字馬出六〇七 | 美馬 良一郎 | 令和元年八月二十一日 |
| 吉積歯科医院 | 名西郡石井町石井二〇三三 | 吉積 昭旨 | 同 九月八日 |
| トマト調剤薬局宝田店 | 阿南市宝田町川原六四 | 株式会社徳島共和薬品 | 同 三十日 |